

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和元年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和元年12月26日（木） 午後1時30分から午後2時45分まで
開 催 場 所	403集会室（市役所4階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 亀井 隆雄、三條 治、永島 剛 公益代表 遠藤 政雄、岡本 皓夫、宮崎 文永、渡邊 一雄 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：保険医代表 吉野 保江 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	第1回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「令和2年度国民健康保険税率等について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第1回会議録 ・ 資料2 令和2年度国民健康保険税率等について ・ 資料3 国保税改定試算表 ・ 資料4 モデルケース別影響額
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)： 税率改定案について、資料3における税率改定パターン3を基本とし、確定係数に基づく国保事業費納付金が示されたら調整を行い、次回会議にて提示する。 議題(2)： なし
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 （会長） 定刻となったので、令和元年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は12名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 （保険年金課長） 本日の会議について、3名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 （委員） 3名の外に、数名の傍聴希望者が入室できないでいるが、如何するか。 （保険年金課長） 第1回の協議会にて、配布資料を用いて説明したとおり、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」において、『会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。』としているため、当該時刻までに許可を受けられなかった傍聴希望者については、傍聴を許可できないため、御理解いただきたい。 （委員） 10分前までに傍聴の許可を受けなければならないのは、元々のルールであったのか。 （保険年金課長） そのとおりである。その時々で会議で傍聴を10分前にかかわらず、傍聴を許可したことはあったかもしれないが、前回の会議において、基本的な運用方法について定めたので、御理解いただきたい。

(会長)

次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として前田委員、保険医代表として亀井委員、公益代表として渡邊委員を指名する。

報告事項 第1回会議録について

【事務局説明要綱】

(保険年金課長)

事前に出席者に確認したところ、第1回会議録における修正等がなかったことから、会議録署名委員に署名をしていただいた。

(会長)

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

質疑等なし。

(会長)

質疑等なしと認める。

議題(1) 諮問事項の検討について

「令和2年度国民健康保険税率等について」

【事務局説明要綱】

(保険年金課長)

資料2から資料4に沿い、令和2年度仮係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果や検討事項、一般会計からの赤字繰入金、パターン別税率改定案及び試算表、モデルケース別影響額について説明を行った。

【質疑・意見等】

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

令和2年度の保険税が値上げとなれば、5年連続の値上げとなる。既に4年連続の値上げとなっているわけだが、この4年間での値上げ額について、世帯平均の税額と増加率を伺いたい。

(保険年金課長)

平成27年度の決算での1世帯あたりの保険税額の平均は、130,669円であったが、令和元年度の当初賦課時においては、140,479円であるため、9,810円の増加であり、増加率は7.5%である。

(委員)

資料2について質問する。1貢によると、国保事業費納付金が51,207,742円の減額となっているが、これを削減すべき繰入金に充てれば、税率改定を行わなくとも良いものと考えているが、なぜ税率改定を行うのか。先ほどの事務局からの説明で、余剰金で補うことにより、国保財政としては黒字であったと思われるが、国保財政健全化計画に基づく保険税の増税及び被保険者数の減少による保険税の増税など保険税を値上げする理由が複数あるが、どういうことなのか。

(保険年金課長)

まず、医療分については、令和元年度と令和2年度を比較して、令和2年度の納付額が減少していると説明したが、これは、平成30年度決算確定に伴い、余剰金が発生し、令和2年度の仮係数に基づく納付金と相殺した結果でこの金額になったものである。これは、あくまで納付金の話であり、都全体で国保会計が黒字になっているわけではない。また、事務局としても増税は極力避けたいと考えているが、国保事業費納付金が51,207,742円の減額となっているため、これを用いて、赤字繰入金を削減したいと考えている。先ほど、資料2の3頁の

税率改定案パターン3を確認いただいたが、被保険者数が著しく減少しているため、被保険者が納める税額を値上げさせなければ、国保事業費納付金を賄うことができなくなることが見込まれる。このため、被保険者が全く減少しなければ、おそらく税率改定をせずとも国保事業費納付金を賄うことができたと思われるが、昨年度と今年度を比較して、被保険者は約1,000人減少しており、年々減少傾向にあるため、これを考慮すると、税率改定以外に納付金不足を賄う方法がないため、税率改定を提案させていただいた。

(会長)

委員からの質問は、国保事業費納付金が51,207,742円減額したことにより、税率改定をしなくとも済むのではないかということであるため、このことについて説明をお願いします。

(市民部長)

昨年度と同等の税額が徴収できれば、国保事業費納付金減額分があるため、税率改定は必要ないと考えている。しかし、被保険者が減少しているため、昨年度と同等の税額が徴収できないところである。そこで、税率改定により、残った被保険者の方々に分担して負担していただき、この差額を補わなければならないということである。

(会長)

被保険者の減少事由は、転出だけではなく、社会保険等加入によるものもあるため、高所得で担税能力が高い被保険者が減少する。このため、低所得者や高齢者が多く残る被保険者の方々に、この分を負担しなければならないことを考慮した上で税率改定を行わないと、国保事業費納付金減額分では賄えないということではよろしいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(委員)

医療分において、余剰金が90,253,922円あるが、これは医療受診者が例年と比べ、偶然に少なかったことによるものなのか。

(保険年金課長)

余剰金については、都の試算より想定以上に被保険者が減少したため、これに伴い医療費に必要な金額が減少したものである。しかし、国保事業費納付金の試算は平成30年度より開始しているものであるため、国及び都においても試算をする上で、多少の差異が生じている事実がある。今後は、試算方法についてよく精査した上で提示するとのことである。

(委員)

了解した。

(委員)

国保の構造的な問題は誰もが認めているところであり、全国知事会も1兆円の国費を投入し、均等割の軽減を国に求めている状況であるが、国からの早期の対応は叶わない。このため、市においては、被保険者数の減少があっても、賦課する保険税をある程度一定にし、社会保障の一部である国民健康保険を維持するためには、一般会計からの繰り入れを削減すべきでない。また、国保財政健全化計画において、計画の見直しに関しては、経済状況の急激な悪化等があった場合、状況に応じて解消年次の延長は可能との話があった。現在、消費税増税により、経済状況は深刻な状態にあり、特に、内閣府の景気動向指数によると、東日本大震災やリーマン・ショックに次ぐ下げ幅とのことであり、計画を見直す必要があるのではないか。

(会長)

国保財政健全化計画書では、都において6年で解消すると策定しているが、これを見直すことはあるのか。

(保険年金課長)

国は原則6年で解消するものと考えているが、本市では、11年で解消することとしている。これについて、国から都及び市に対して具体的な指示はされてい

ない。

(会長)

計画どおりに解消されなかった場合、ペナルティ等はあるのか。

(保険年金課長)

国での保険者努力支援制度にて、国保財政健全化計画及び赤字繰入金削減についても評価される。これを原則どおり6年で解消するとすれば、保険者努力支援制度に加点があるが、本市は該当しない。また、計画どおりに11年で解消できなかった場合、他事業において加点されても、赤字削減が計画どおりに解消できなかったことにより交付される金額を減額されるという仕組みである。

(会長)

それは、交付税等に影響があるのか。

(保険年金課係長)

国が都を経由して、国保独自で交付されているものに、先ほど課長から説明があった保険者努力支援制度交付金がある。この中の一部に、国保財政健全化計画策定の部分があり、この計画の目標達成のために示した目標値を達成できなかった場合は、この交付金の減点分を交付しないという仕組みである。例えば、保険者努力支援制度交付金が、全体として100万円あった場合に、減点分として80万円程度を減らし、交付額が20万円程度になり得るということである。

(委員)

ペナルティがあることは理解したが、経済状況に応じた策定の見直しについての質問に答えていただきたい。

(市民部長)

市内の現在の税収及び収納率に鑑みると、昨年とほぼ同等レベルであるため、策定の見直しは考えていない。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、事務局から示された税率の改定パターンについて、委員の皆様から御意見を頂戴したい。

(委員)

私自身が子育て中ということもあり、小さい子どものいる世帯のことを考えると、国保税の負担をできるだけ少なくしたい。しかし、本市では、子ども育成等、様々な事業が計画されているため、そういった一般会計での事業が抑制されるということはあるとはならない。そのため、国保会計への繰入金も削減する計画があるのであれば、それに沿って運営していただかないと、市全体の運営がスムーズにいかなくなってしまう懸念がある。ここ数年、医療分のみ値上げしてきたと伺っているが、資料2の3頁における税率改定案のパターン1の医療分のみ改定では、本来40歳から64歳までの方が支払う、介護納付金分として値上げすべき分が医療分に上乗せされる格好になってしまい、若年層の負担が重くなるため、税改定をするのであれば、パターン3をお願いする。

(委員)

高所得者が多くないということと、低所得者に対しては減免等を行っていることから、所得割徴収分が伸びないため、税率改定では、なるべく均等割に重点配分すべきである。パターン2とパターン3を比較すると、差は年間で500円のみであり、さらに、低所得者に対しては均等割が軽減されており、大幅な負担にはならないものとするため、パターン2をお願いする。

(委員)

先ほど事務局から説明があったが、これまでの税率等改定や、国保財政健全化計画、多子世帯に対する減免についても、国保運営協議会の答申を尊重し決定しているということである。そういったことから、平成29年度に策定された国保財政健全化計画にあるように、赤字繰入金については、毎年削減すべきと考えて

いる。これからは、市としても、市民全体の健康づくり及び健康寿命の延伸に取り組んでいただきたいため、一般会計からの赤字繰入金は削減していくべきであると考えている。パターン1では、前期高齢者の負担が重くなってしまうため、賛同しかねる。残ったパターンのうち、より低所得者へ配慮しているパターン3をお願いする。

(委員)

私は、今回初めて市の仕事を引き受けさせていただくため、不慣れで皆様方に迷惑をおかけすると思うが、よろしく願います。さて、普段は主婦として、家族の健康管理に気を配っているつもりだが、やはり、医療費の増加は本市に限らず、どの保険者にとっても頭の痛い問題であると感じている。特に、がん等の治療を受けている方は、より高額な医療費がかかり、家族の負担も大きいと見込まれる。しかし、国保の財政運営上、保険税率の見直しはやむを得ないと考えており、3つのパターンから選ぶのであれば、私は、主婦の代表として、低所得者に配慮したパターン3をお願いする。

(委員)

被保険者の減少傾向が続くということと、医療費の増加の関係で、後期分と介護分の納付金の増加率が上昇しているということもあり、やはり、3つのパターンからいけば、医療分だけではなく、全項目を値上げさせないと、現行の標準保険税率と乖離していく恐れがある。かなり厳しい財政状況だが、低所得者に配慮されていることから、パターン3をお願いする。

(委員)

歯科医師会では、平成30年度から歯周病検診の個別検診を引き受けているが、受診者が平成29年度までの集団検診の7倍にも増えたということで、令和元年度も引き続き実施している。予定以上の受診希望があると聞いており、市民に歯周病が認知され、武蔵村山市民の健康に対する認識が高くなったと感じている。御存じのように、歯周病が重症化すると、生活習慣病を引き起こしたり、糖尿病になるといったことも確率としては高くなる。本市の国保事業では、糖尿病性腎症重症化予防事業ということで年間550万円の医療費がかかると言われる人工透析に至らないよう、保健指導を行っているようだが、並行して、市民全体に裾野を広げて、健康に対する認識を高める啓発に力を注ぐべきである。このため、衛生部局の予算の確保も重要であり、やはり、国保の赤字繰入金は計画どおり減らさざるを得ないと考える。税率改定もなされるべきとは思いますが、被保険者が支払われる窓口負担のことも考え、低所得者に配慮したパターン3をお願いする。

(委員)

私も低所得者に配慮したパターン3でお願いしたい。

(委員)

私も同様にパターン3でお願いしたい。

(委員)

事務局からの説明及び会長からの話を受け、長年積み重ねた答申を尊重した上で、税率を値上げさせた経緯等がよく分かった。さて、今回は、医療分の納付金が減少しているが、やはり、健全化を図らなければならないことを踏まえ、市民の皆様から税金を徴収することは大変心苦しいが、将来の本市の状況に鑑みると、値上げせざるを得ないということも分かった。その中で、低所得者に配慮され、本市に最も相応しいと思われるパターン3をお願いする。

(委員)

高齢化に伴い、医療費を賄うのが非常に困難な時代であるが、国保は、皆保険として、非常に多くの被保険者が一体となって相互扶助する制度である。低所得者に対しては非常に厳しい医療費であるが、軽減措置を講じているということもあり、所得に応じた保険税となっている。やはり、これからも皆で助け合い、保険が赤字にならないようにしなければならないと感じる。所得に応じた負担をお願いするのであれば、パターン3をお願いする。

(会長)

	<p>パターン3という意見が圧倒的に多いが、先ほど委員からも質問があったように、将来的には、国保財政健全化計画書の見直しも考えられる。これについては、しかるべき時が来たら対応するというので、改定パターンについては、パターン3でよろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、改定パターンについては、パターン3を基本とし、納付金額が確定した後、先ほど事務局から説明があったとおり、確定したものを調整し、次回の会議の際に示してもらおうこととする。</p> <p>それでは、議題については以上である。</p> <p>その他 【事務局説明要旨】 (保険年金課長) 税率改定の方針を、パターン3ということで決定していただいたため、確定係数により算定された国保事業費納付金が都から示されたら、これに伴い調整を行い、次回の会議にてお示しする。なお、調整の方法については、医療分、後期分、介護分の各項目の均等割にて増減を調整させていただく。また、医療分及び介護分の賦課限度額の改定が見込まれていることについては、中間所得層への配慮のためになされるものであるため、これまで同様に、所得割にて調整させていただく。この影響額についても、次回の会議にてお示しする。</p> <p>次に、次回の会議は、1月21日(火)の午後1時30分からとし、場所は、402学習室とさせていただきますので、よろしく願います。</p> <p>(会長) それでは、次回開催については、事務局から説明があったとおりである。 これにて、令和元年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u> 3 </u> 人
-------------	---	-------------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____